



内閣府

平成27年2月10日
国際平和協力本部事務局

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

1. 趣旨

我が国は、国際連合南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に、平成23年11月から司令部要員を、平成24年1月から陸上自衛隊の施設部隊等を派遣しています（なお、南北スーダン問題への対応として、平成20年10月にスーダンPKO(UNMIS)へ司令部要員派遣を開始（～平成23年9月））。

南スーダンは、スーダンにおける長年の内戦を経て南北間の和平を達成した後、2011年7月独立を果たしました。しかしながら独立から3年半経過した今、国内における政治的混乱の解決が南スーダンの国作り支援の大きな課題となっています。南スーダンの平和と安定は、アフリカの平和と安定にとり重要です。同国の平和と安定のため、国際社会が協力して取り組む必要があります。

これまでの国連安保理決議では、UNMISSの活動期間が昨年11月30日までとされていましたが、昨年11月25日、安保理において、UNMISSの活動期間を本年5月30日まで半年間延長する安保理決議第2187号が採択されました。

これに伴い、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更して、派遣期間を延長することとなりました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、国会に報告することとなっています。

2. 主な変更点

○派遣期間の延長

- ・現行の派遣期間：平成27年2月28日まで
- ・延長後の派遣期間：平成27年8月31日まで（6か月の延長）